

氷見市まちなか店舗兼住宅物件化事業補助金

◆ 事業の内容

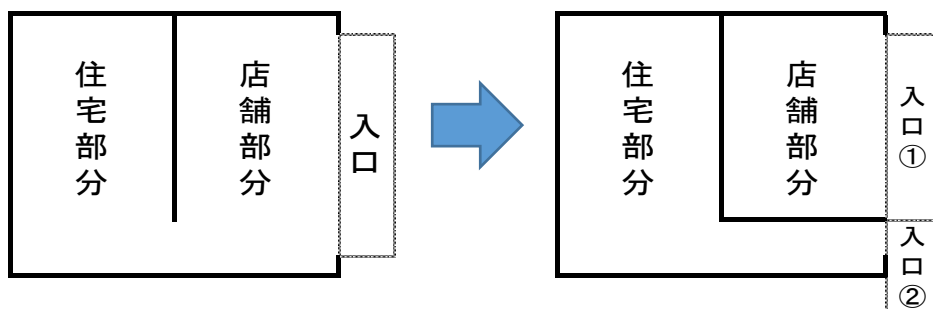
氷見市のまちなかの店舗兼住宅の所有者が出店者に貸し出すために行う店舗部分と住居部分との機能分離等に係る費用に対して補助金を交付します。

◆ 事業例

1階店舗部分の裏が住居で、店舗部分と住居部分の入口が共用となっており、店舗から住民が出入りする必要がある。

【事業内容】

- ・店舗を通らずに住居へ出入りできるよう、店舗の一部を住居部分の通路として改装



◆ 補助対象

次のいずれにも該当する方が対象です。

- (1) 都市機能誘導区域内の空き店舗兼住宅の居住者かつ所有者であること（法人所有の場合は、代表者が居住者であること）
- (2) 事業完了後に当該店舗部分の出店者が決まっていること。
- (3) 補助金の交付を受けようとする者（法人にあっては代表者を含む。）が、同一事業でこの要綱に基づく補助金又は国、県、市の類似の補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でない団体又は同条第6号に規定する暴力団の構成員でない者、又はそれらと密接な関係を有しない者であること。
- (5) 市税の滞納がないこと。

※「都市機能誘導区域」とは、都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条第2項第3号で規定される都市機能誘導区域として氷見市立地適正化計画(平成31年3月策定)に定められたものをいいます。

◆ 補助要件

- (1) 店舗兼住宅の所有者が出店者に貸し出すために行う店舗部分と住居部分との機能分離等に係る事業
- (2) 事業完了後の当該店舗部分への出店者は次に掲げる要件を全て満たすもの
ア 富山県信用保証協会の保証対象の業種であること。
イ 空き店舗兼住宅の所有者本人の出店でないこと。

ウ 空き店舗兼住宅の所有者と出店者とが三親等以内の親族、出資額50パーセントを超えるいわゆる親子会社等密接な関係にないこと。

◆ 補助対象経費

次に掲げる経費です。

- (1) 店舗部分と住宅部分の機能分離に係る経費
- (2) 既存設置物の処分費
- (3) 内装工事、外装工事、給排水工事、電気工事及び当該工事と一体で設置する設備（内外装工事は店舗を貸し出すために必要最小限度のものとし、店舗部分へのトイレ、調理設備の設置等は補助対象外とする。）
- (4) 電気・ガス・水道などのメーター分離費用（子メーターの設置など）

◆ 補助金額

補助対象経費の1/2（限度額100万円）

◆ 補助金の返還

次のいずれかに該当した場合は、交付した補助金について返還を求めます。

- (1) 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
- (5) 事業完了から5年以上の事業継続が不可能となったとき。ただし補助対象者が出店者へ賃貸する意思がある場合はこの限りではありません。
- (6) 市長が補助金を交付することが不適當であると認めたとき。

◆ 申請先及び問い合わせ先

市庁舎 B棟2階

産業振興部 商工観光課

商工振興担当

TEL 74-8105

Eメールアドレス: shokokanko@city.himi.lg.jp